

比布町脱炭素推進パートナー事業者選定 簡易公募型プロポーザル実施要項

現在本町でも、気候変動の影響や人口減少に伴う様々な課題に加え、エネルギー費及び物価の高騰など、町の財政状況や人々の生活に影響を及ぼす問題が多数出ている中で、本町では今後の町の持続可能性の向上と町民が安心して住み続けられる生活環境の維持のため、豊かな自然環境の保護と地域経済の活性化を同時に実現する地域脱炭素化を目指している。

本要項は、本町の地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定から、公共施設の省エネ化やZEB化、町の資源を活用した再生可能エネルギーの導入等の具体的な取組の検討および事業化の支援、さらにそれらに係る国の交付金や補助金への応募に至るまで、町と連携してそれぞれの計画提案書の作成を行い、地域が主役となる地域脱炭素に取り組む地域脱炭素化推進パートナー事業者を、簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により選定するため、必要な事項を定める。

1. 本プロポーザルの目的・趣旨

本町は令和4年3月、今後も永続的に町の豊かな自然と文化を守っていくことを目的に、2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な脱炭素社会を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

カーボンニュートラルを達成するためには、町と町内の多様なステークホルダーが連携し推進する本町の強みを活かし取組計画が必要であると同時に町の身の丈に合ったロードマップの策定が必要である。これら2050年の持続可能な「比布町ゼロカーボンシティ」の実現に向けた計画の作成や施策の提案を、町と連携して推進するパートナー事業者を選定することを目的に実施するプロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2. パートナー事業者選定

パートナー事業者はプロポーザルにて選定を行う。選定に当たっては選定委員会を組織し、本業務への参加希望事業者が本町に提案した参加表明書、実績資料、業務提案資料、業務実施体制資料、プレゼンテーションの内容を審査し、パートナー事業者を決定する。その後協議の上、協定を締結し、業務を実施する。

3. パートナー事業者に求める業務

(1) 業務内容

- ① 国の交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金等）及び補助金（環境省・経済産業省等）への応募に係る指針や計画、計画提案書の作成支援

- ② 公共施設の ZEB 化及び照明設備の LED 化等の国の補助金等の提案、資料作成
- ③ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定支援
- ④ 補助金等の選定後の事業実施支援
- ⑤ その他 町の持続可能性の向上に資する事業や手法の提案等

(2) 業務に関する費用

上記 (1) ①、②の業務に係る費用は事業者の負担とする。③の策定支援、④の事業実施は補助金等の選定後、仕様を協議のうえ随意契約を行う予定である。本事業は、補助金事業による交付を受けて行うことを想定しており、令和 7 年度補正予算の成立を前提としたものであり、予算成立後に効力が生じる業務である。令和 7 年度 6 月議会において当該補正予算が否決された場合、または、補助金等の採択が受けられない場合は、本業務は実施しないものであり、その場合にプロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じたとしても、比布町はその損害を一切負担しないものとする。

4. 事業パートナーの期間

協定締結から 1 年とする。ただし、補助金の交付が受けられた場合は、その事業期間とする。

5. プロポーザルの概要

(1) プロポーザル実施スケジュール

- ① 公告
- ② 質問受付期限
- ③ 質問回答公表
- ④ 参加表明書の提出期限
- ⑤ 審査資料の提出期限
- ⑥ 審査
- ⑦ 審査結果公表
- ⑧ 協定締結

(2) 選定委員会

比布町脱炭素推進パートナー事業者選定委員会

(3) 担当部局

総務企画課

(4) 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。なお、この企画提案において、複数企業による共同企業体での応募は認めない。

- ① 過去 3 年間において、本業務の内容と同一業務を受託し完了した実績を有し、当該業務経験がある業務責任者又は実務担当者を本業務において配置することがで

きる者。

ア 同一業務

- ・人口 5 万人未満の地方公共団体における地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定支援に関する事業
- ・人口 5 万人未満の地方公共団体における環境省「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用した調査事業

② 過去 3 年間に於いて、本業務の内容と同一、同種又は類似の業務を受託し完了した実績を有し、当該業務経験がある業務責任者又は実務担当者を本業務において配置することができる者。

ア 同一業務 公共施設の ZEB 化可能性調査業務

イ 同種業務 公共施設の ZEB 化基礎調査業務

ウ 類似業務 公共施設の新築及び既存建築の ZEB 化に関する基本設計又は実施設計業務

③ 過去 3 年間に於いて、EMS(エネルギーマネジメントシステム)の構築を行い、施設のエネルギー需要の最適化を図る事業を受託し完了した実績を有し、当該業務経験がある業務責任者又は実務担当者を本業務において配置することができる者。

④ 参加申込書兼誓約書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 9 年要綱第 1 号）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。

⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。

⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者。

(5) 交付する書類及び資料

① 本実施要項

② 様式集

様式 1 号：質問書 様式 2 号：参加表明書 様式第 3 号：誓約書

(6) 提出資料の取り扱い

① 提出書類は、返却しないものとする。

② 提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。

③ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。

ただし、協定の締結者の提出書類は、比布町が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。

(7) その他

- ① 説明会は実施しない。
- ② プロポーザル参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ③ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。
- ④ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

6. 質問回答について

(1) 質問書の提出

- ① 受付期限 令和7年2月25日（月）正午まで
- ② 提出先 電子メール
- ③ 提出資料 質問書（様式1号）
- ④ 質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、記入欄又は用紙を追加して作成すること。
- ⑤ 提出方法
 - ・ 質問を記入した質問書データ（ワード形式）を、電子メールに添付して提出すること。
 - ・ 電子メールの件名は「比布町脱炭素推進パートナー事業者 質問書」とし、ファイル名は「質問書_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。
 - ・ 郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(2) 質問回答書

- ① 公表日 令和7年3月6日（木）
- ② 公表方法 質問書提出者へ直接回答

7. 参加表明について

参加表明書および誓約書の提出をもって、参加表明とする。

(1) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和7年3月7日（金）午後5時
- ② 提出先 電子メール メールアドレス seisaku@town.pippu.hokkaido.jp
- ③ 提出資料 参加表明書 様式2号 誓約書 様式第3号
- ④ 提出方法
 - ・ 参加表明書データを、電子メールに添付して提出すること。
 - ・ メールの件名は「比布町脱炭素推進パートナー事業者 参加表明」とし、ファイル名は「参加表明_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。

(2) 通知

参加表明を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

(3) 辞退

参加表明書の提出後に、本公募への参加を辞退する場合には、令和7年3月14日（金）正午までに辞退の連絡をメールにて送付すること。

8. 審査資料提出について

(1) 資料の提出

①提出期限 令和7年3月11日（火）正午

②提出先 電子メール メールアドレス seisaku@town.pippu.hokkaido.jp

③提出資料 下記 i、ii、iii について作成すること。なお、提案資料には、提案者を特定することが出来る内容の記述を記載してはならない。仮に記載されていた場合には、審査の対象外とする場合がある。

提出する資料は以下の通り。

- | | |
|--------------|----------------|
| i 実績資料 | A4 タテ 自由形式 |
| ii 業務提案資料 | 自由形式 |
| iii 業務実施体制資料 | A4 タテ1枚以内 自由形式 |

④提出方法

- ・資料 i、ii、iii の3つの PDF ファイルを、電子メールに添付して提出すること。
- ・メールの件名は「比布町脱炭素推進パートナー事業者選定 審査資料提出」とすること。
- ・郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(2) 実績資料の作成方法

①記載事項

5(4)の参加要件を踏まえ、下記ア～ウについて記載すること。

ア 提案者の実績

本業務に資する提案者の事業・取組の実績を有する者は、当該実績を記載すること。

イ 実績の本事業への活用

上記アで記載した実績が本業務においてどのように生かせるか説明すること。

ウ 本事業に取り組むアピールポイント

アピールポイントとして、業務に取り組む思い・意気込み等を記載すること。

②留意事項

- ・文字のサイズは10ポイント以上すること。
- ・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を5ミリ以上とること。

(3) 業務提案資料の作成方法

①記載事項

本実施要領の内容を踏まえ、下記ア～オについて記載すること。

ア 脱炭素ロードマップについて

本町の特徴や地域課題を踏まえながら、地域脱炭素に向けた取組の全体像を説明すること。

イ 目指す姿について

「地方創生 2.0」の基本的な考え方、「2050年カーボンニュートラル宣言」などの国の方針を踏まえた本町の目指す姿について説明すること。

ウ これまでの、国の脱炭素関係およびデジタル田園都市国家構想(地方創生)にかかる交付金の申請支援および獲得実績

エ 脱炭素調査について

オ 公共施設の脱炭素化（ZEB化・LED化）について

カ 町内事業者

本町の地域事業者や各団体等との連携方法について。

3 (1) の内容について

キ 実施スケジュール

取組全体及び取組別の実施スケジュールについて説明するとともに、簡潔に図示すること

②留意事項

- ・記載事項のア～オとそれに対する提案・実施方針は対応させてわかりやすいように記載すること

(4) 業務実施体制資料の作成方法

①記載事項

本業務で想定される事業者の連携体制について、必要に応じて体制図も用いて記載すること。

②留意事項

- ・文字のサイズは10ポイント以上とすること。
- ・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を5ミリ以上とること。

9. 審査について

(1) 審査方法

①提出された、「実績資料」、「業務提案資料」、「業務実施体制資料」を踏まえて評価を行い、選定委員会で審査を行う。

②審査は非公開で行う。

③審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

(2) 審査結果の公表及び通知

- ・ 審査結果は、令和7年3月27日（木）にHPで公表する予定としている。
- ・ なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない

以上